

児童館利用案内

開館時間：午前10時～午後7時
休館日：日曜日・国民の祝日・年末年始
(12月28日～1月3日)
毎月第4月曜日午前10時～午後1時
(月曜日が祝日の時は翌日)

利用対象：市内に在住する18歳未満の児童
大人が同伴する乳・幼児

国分寺市立いずみ児童館 泉町3-29-14
Tel 042-322-8849
国分寺市立本多児童館 本多1-7-1
Tel 042-322-1140
国分寺市立にしまち児童館 西町3-22-1
Tel 042-575-8188
国分寺市立ひかり児童館 光町3-13-19
Tel 042-576-2581
国分寺市立しんまち児童館 新町1-7-2
Tel 042-324-7489
国分寺市立もとまち児童館 東元町2-5-19
Tel 042-359-1488

(※各児童館ごとに登録が必要となります。)

児童館登録届について

児童館を利用するためには、登録届の提出が必要となります。
登録届は、児童館で遊ぶ子どもが怪我をしたときや、災害など緊急対応が必要なとき迅速に対応するための大切な情報となります。
個人情報、年度ごとに適正に管理させていただきます。また傷害保険にも加入します。

子どもたちが安心、安全に過ごせるように環境づくりをしています。

★児童館を利用するときの受付手順について

① 児童館に登録届を提出してください。

※個人情報保護のため昨年度の登録届は全て適正に破棄させていただきます。

昨年度登録された方でも、4月以降は新しく提出してください。

- 職員は登録届を基に利用者カード（本人の名前だけ記入したもの）を作成します。
- 玄関付近に利用者カード入れとポストを設置します。利用する際に利用者カード入れから自分のカードをとりだして、ポストに投函してください。
- 職員はポストから利用者カードを回収し、カードに日付印を押します。

※保険請求の際などに、その日に利用した証明となります。

◎児童館登録届は、利用する児童館に直接ご提出ください。

判り

様式第3号（第3条関係）

提出年月日：令和 年 月 日

国分寺市長殿

児童館利用登録届

NO. _____

児童館の利用に関する登録について、下記のとおり届け出ます。 保護者氏名：

| | | | | |
|----------------|------|---|------|---|
| フリガナ 子どもの名前 | 生年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 住所 | 電話番号 | | | |
| 学校名 | 学年 | 年 | 保護者名 | |
| 幼児の場合は年齢 | 歳 | | | |
| 緊急時の連絡先① | 電話番号 | | | |
| 緊急時の連絡先② | 電話番号 | | | |

保護者の皆様へ

児童館の利用対象者は、18歳未満の児童および乳幼児となります。

乳幼児は、保護者もしくは保護者に代わるもの(未成年者は不可)と一緒にいれば、利用することができます。

利用する場合は、登録届を提出してからとなります。登録届は、個人情報保護のため年度ごとの申請とし、書類は適正に破棄させていただきます。なお、年度の途中で緊急連絡先など変更があった場合は、その都度変更の提出をお願いします。

登録届は、遊んでいて怪我をしたときや災害など緊急対応が必要な場合に、子どもを守るための大切な情報となります。忘れ物や靴の履き間違いなど連絡が必要になることもあります。

児童館に遊びに来た子どもたちは、全員が自動的に「傷害保険」に加入したことになります。児童館の中(児童館の館庭も含む)で病院に通わなければならないような怪我をしてしまった場合は、児童館職員にご相談ください。

※保険の対象になるのは登録している子ども(0~17歳)だけで、大人は対象になりません。

通院(日額90日を限度に) …一日につき1,000円

入院(日額180日を限度に) …一日につき1,500円 死亡・後遺障害…100万円

児童館で遊んだ日は痛みがなく気づかなかった場合で、後日通院が必要な怪我をしていることに気付いた場合は、「利用者カードに押された日付」がその日児童館を利用していたことの証明となります。

災害時には、施設の電話番号をキーとして災害伝言板(WEB171)に状況を書き込み保護者の皆様にお知らせいたします。

令和6年4月 改訂